

**オーファンワークス対策事業
「裁定補償金額シミュレーションシステムに係る調査研究及び構築事業」**

報告書

令和4年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

第1章 調査概要	1
1. 調査の背景と目的	1
2. 調査期間	1
3. 調査内容	1
4. 調査項目	3
第2章 検討委員会及び意見聴取	4
1. 課題と主な修正点	4
2. 検討委員会の開催	5
第3章 最終版の仕様書	7
1. システムの概要	7
2. 著作権者不明等著作物の種類別の要求機能（画面イメージ）	8
3. 要求の総括	24
第4章 システムのデザイン・構成	29
1. ウェブデザインの方針	29
2. フローチャート	30
3. 各ページのデザイン	34
4. システムの構築から実装	45
第5章 おわりに	46

第1章 調査概要

1. 調査の背景と目的

あらゆる国民が著作物を創作し、利用する「一億総クリエイター」・「一億総ユーザー」時代にあつては、著作物の適法かつ円滑な利用を促進する必要性がますます高まっている。一方、他人の著作物等を利用する場合、原則としてその権利者に許諾を得る必要があるが、権利者が誰か分からない場合や、連絡先が分からない場合には、権利者と連絡を取ることができず、著作物等を適法に利用できないという状況が生じている。また、国際ルールとの関係においても、TPP11 や日 EU・EPA の発効（平成 30 年度）に伴い著作物の保護期間が著作者の死後 50 年から 70 年に延長されたことにより、権利者不明の著作物等が増加することに対する懸念が高まっている。著作物等を巡るこうした社会状況の変化を背景として、著作権者が不明等となった著作物（オーファンワークス）の利用円滑化は喫緊の課題である。特に権利者不明の場合の裁定の申請にあたっては、補償金額予算を確保するとともに、算出根拠を示す必要があり、補償金額の目安が分からない、算出根拠が示せない、又は算出根拠の策定が煩雑等の理由で申請を断念することがある。かかる状況を踏まえ、裁定制度の利用円滑化のため、過去の裁定利用実績等や管理団体の使用料を分析し、利用者が具体的な利用方法（著作物の種類、利用態様、数量、期間等）を入力することにより、事前に補償金額の目安・範囲を算出できるシステムを構築する。

2. 調査期間

調査は令和 3 年 12 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日まで実施した。

3. 調査内容

（1）本事業の実施内容

今年度は、「令和 2 年度裁定補償金額シミュレーションシステムの構築に係る調査研究」（以下、昨年度事業）の結果を基に、具体的なシステム設計に必要な事項の検討・修正を行ったうえで、昨年度の仕様書を修正したのち、発注してシステムを構築した。

プロトタイプを作成した段階で（2）で設置した検討委員会内や、昨年度事業の検討委員会において協力を得た委員・権利者団体等に対して意見聴取を行い、必要に応じて修正を行った。試験運用を経て、完成版を公開する。意見聴取結果や見直しの経緯を含め、最終的に本報告書にまとめた。各フェーズは（2）～（3）のとおり。

(2) 検討委員会の設置・運営、意見聴取

昨年度事業の検討委員会の委員や権利者団体等に対して会議あるいはメール等で個別に意見聴取を行った。

また、システム設計に必要な事項の再検討時やシステムのプロトタイプ作成後等において、有識者及び権利者団体等、文化庁職員、受託者等で構成される検討委員会（「裁定補償金額シミュレーションシステムの構築に係る検討委員会」）を設置し、全1回開催した。

図表 1 裁定補償金額シミュレーションシステムの構築に係る検討委員会 概要

実施会	実施概要
第1回 (令和4年3月9日)	①仕様書（当該時点最新版）の説明 ②システムのデザインやプロトタイプの入力画面の説明 ③意見交換

図表 2 裁定補償金額シミュレーションシステムの構築に係る検討委員会 委員名簿

【委員（敬称略）（50音順）】			
池谷 慎一郎	一般社団法人	日本美術家連盟	事務局長
石新 智規	シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業	弁護士	
石島 寿道	一般社団法人	学術著作権協会	事務局長
笹平 直敬	公益社団法人	日本漫画家協会	事務局長
棚井 文雄	一般社団法人	日本写真著作権協会	常務理事
平井 彰司	公益社団法人	日本文藝家協会	事務局長
増田 裕一	一般社団法人	日本音楽著作権協会	常任理事
水越 康介	東京都立大学	経営学研究科	教授
吉野 賢	協同組合	日本脚本家連盟	著作権部部长
【文化庁】			
著作権課 著作物流通推進室	室長補佐	木南 秀隆	
著作権課 著作物流通推進室管理係	係長	伊藤 由美	
【事務局】			
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)			
	部長兼プリンシパル	河合 一憲	
	主任研究員	萩原 理史	
	コンサルタント	三浦 志文	
	スタッフ	柴田 泰子	

（３）システムの設計及び開発業務

昨年度事業によって策定された報告書に基づき、令和３年４月以降に生じた事情の変更を考慮し、必要な事項の検討・修正を行ったうえで、システム要件定義書を作成し、具体的なシステム設計及びプログラム開発を行った。

また、プロトタイプを早期に整備し、適宜著作権課に内容の確認を行い、（２）の意見聴取を実施したうえで、必要な修正等の対応を行った。設計・開発を実施したシステムについては、著作権課と相談のうえ、各種テストを行った。CMSソフトウェア「ALAYA」上でのテストアップ環境及び本番公開での動作確認を実施し、不具合がある場合は問題なく動作するまで修正等を実施し、当該ページに係る制作から公開完了に至るまでの一切の作業は本業務に含めて構築を実施した。

４．調査項目

調査項目を以下のとおり再整理した。

- （１）検討委員会及び意見聴取（第２章）**
- （２）最終版の仕様書（第３章）**
- （３）システムのデザイン・構成（第４章）**

第2章 検討委員会及び意見聴取

1. 課題と主な修正点

①ALAYA 上での構築による昨年度使用からの変更

昨年度の検討時点では、文化庁外部のサーバーによる運用を想定していたが、維持費等を軽減して、持続的な運用を進めるという観点から文化庁が実施する CMS である ALAYA 内での運用が前提となった。また、文化庁内規程により ALAYA 内に別途データベースを構築することができない。これらを前提として、本システムの構築時にはデータベースは用いず、HTML 及び JavaScript による設計とした。これに伴い、利用者にとってはソースコードの取得が容易となるため、非公開を前提した料金表については利用できなくなり、再度公開できる形に調整する必要があった。

②料金表に関する調整

昨年度時点で料金設定の詳細が未確定であったケースについてはシステム構築時点で回収した。また、昨年度合意した事項とは別途料金設定や下限額等について微修正すべき事項があったため、権利者団体等に対して個別に確認及び調整を行い、後述する最終版の仕様書に反映した。

2. 検討委員会の開催

①検討委員会の構成と論点等

「裁定補償金額シミュレーションシステムの構築に係る検討委員会」は3月9日（水）15時～16時にウェブ会議で実施した。当該時点の仕様書とシステムのデザインやプロトタイプの入力画面の説明を行い、これらを論点として意見交換を行った。

図表 3 検討委員会の議事

1. 開会
2. 議事
（1）第1回検討委員会の論点について
3. 閉会
配付資料一覧
議事次第
第1回委員名簿
資料1 裁定補償金額シミュレーションシステム要件定義書
資料2 画面デザイン

②検討委員会の主な意見

システムについては、主に注釈や問い合わせに関する案内に関する意見がみられた。意見の概要と修正方針を簡潔に整理すると以下のとおりである。

【言語の著作物】
（意見要旨）
・言語の著作物（脚本を除く）のうち上記に当てはまらないものは全て日本文藝家協会となっているが、同協会でもカバーできないものも含まれるため、他の問い合わせ先も記載すべきではないか。
（対応）
・言語の著作物は非常に幅広いため、本検討委員会に関連する学術著作権協会を掲載したうえで、全般的な問い合わせは文化庁も含めて問い合わせ先とする。
【美術の著作物】
（意見要旨）
・立体著作物（彫刻等）について写真を撮影する場合には特殊な配分方式となるため、注釈で誘導するようにしてほしい。
（対応）

・ご指摘の内容で修正を行った。

【映像の著作物】

（意見要旨）

・現時点では一部の権利のみが掲載されているが、映画は様々な著作物があるため、誤解されることは望ましくない。このため、冒頭に注釈を記載すべきではないか。また、音楽は実演だけと著作隣接権のみとなっているが、作詞・作曲なども含めるべきではないか。

（対応）

・現時点では、裁定実績があるもののみが問い合わせ先として掲載するという整理であった。しかし、委員の指摘を踏まえて、冒頭に説明文章を記載する。そのうえで、音楽のうち実演とレコードであったところ、音楽という広いくりに再整理して掲載する。

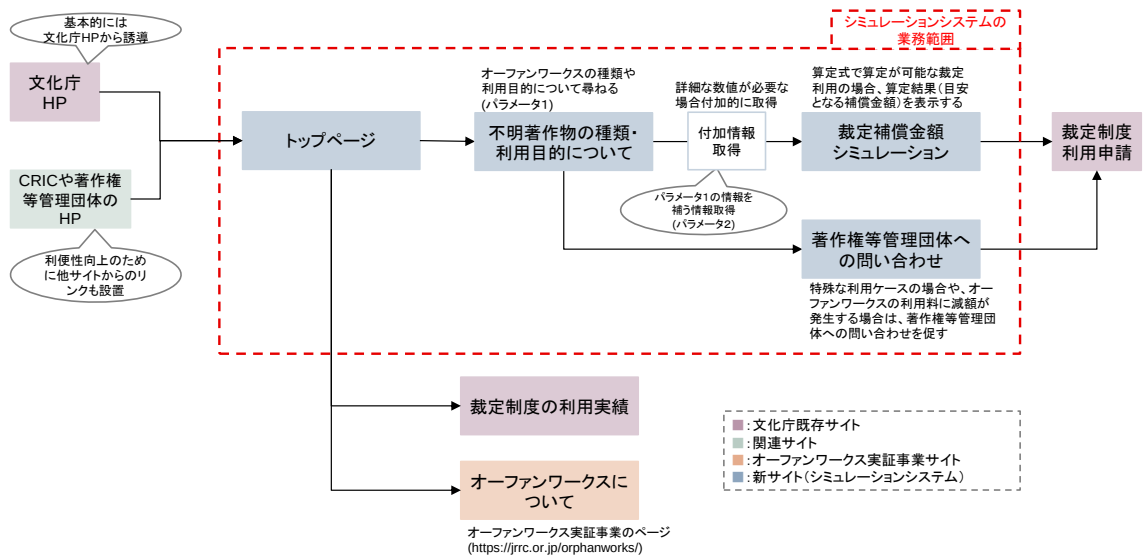
第3章 最終版の仕様書

第2章の検討委員会を踏まえて、仕様書にも反映した。本章では仕様書について整理を行いたい。

1. システムの概要

文化庁のホームページや、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）のサイト、著作権等管理団体のホームページからリンクを張り、裁定補償金額シミュレーションシステムへと誘導する。

図表 4 システムの概要



2. 著作権者不明等著作物の種類別の要求機能（画面イメージ）

（1）トップページ

トップページにて、利用者が利用を検討している、著作権者不明等著作物のジャンルを選択させる。

著作権者不明等著作物のジャンルは6ジャンル（言語の著作物・漫画・写真・美術・音楽・映像）と、その他を含めた7項目とする。

初めて著作権者不明等著作物を利用するユーザーのために、過去の裁定制度の利用実績や、オーファンワークス実証事業のサイトへと誘導するリンクを設置する。

図表 5 トップページの画面イメージ

著作権者不明等著作物の利用目的

Q.あなたが利用したい著作権者不明等著作物は何ですか？

言語の著作物	漫画	写真
美術 (絵画・彫刻等)	音楽	
映像 (映画・TV番組等)	その他	

※「映像」、「その他」を選択した場合、文化庁、または著作権等管理団体へのお問い合わせページへと遷移します

著作権者不明等著作物を利用する前に、オーファンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、
まずは[こちらのページ](#)をご確認ください。
※裁定制度の利用実績や、オーファンワークス実証事業のサイトへと遷移します。

次へ

（２）言語の著作物

言語の著作物については、当該ジャンル内で更に設問分けを行い、言語の著作物（一般書籍や短歌・俳句・詩・川柳、学術論文を含める）と脚本とに分けて、利用者が利用したい著作権者不明等著作物の種類を選択させる。

図表 6 言語の著作物の画面イメージ（うち、言語の著作物の種類の選択）

著作権者不明等著作物の利用目的

言語の著作物

Q.あなたが利用したい言語作品はどれですか？

- ・新聞や雑誌に載っている文章等、学術論文を利用したい場合も「言語の著作物」を選択してください。
- ・詩、短歌、俳句、川柳も「言語の著作物」に含まれます。

言語の著作物
※脚本を除く

脚本

家？

次へ

利用者が利用したい著作権者不明等の著作物の種類を確認したうえで、当該著作物をどのように利用したいか質問する。

言語の著作物の利用にあたっては、「商用利用」にて、「書籍として出版する」場合と、「電子書籍として販売する」場合を算定可能なケースとする。

利用者が検討している利用方法が、それ以外のケースの場合、文化庁、および著作権等管理団体（公益社団法人日本文藝家協会）への問い合わせを促す画面へと遷移させる。

図表 7 言語の著作物の画面イメージ（うち、利用したい種類）

著作権者不明等著作物の利用目的

言語の著作物
※脚本を除く

Q.どのように利用する予定ですか？

■商用利用する

☐ 書籍として出版したい(複製したい)

☐ 電子書籍として販売したい(公衆送信したい)

■上記以外の場合

全般について:

文化庁へお問い合わせください。[問い合わせページへ](#)

文藝作品等の利用(教育機関での利用や複製版の出版、インターネット上で朗読する等):

公益社団法人日本文藝家協会へお問い合わせください。[問い合わせページへ](#)

学術論文等の利用(例:複製や図表を転載したい等):

一般社団法人学術著作権協会へお問い合わせください。[問い合わせページへ](#)

 ?

次へ

本システムで補償金額が算出できるケースにおいて、計算を実施する上で必要な詳細情報（言語の著作物の場合、本体価格や発行部数、等）を追加的に収集する。

各種情報を取得したのちに計算を実施し、裁定利用に係る補償金額を算出する。

図表 8 言語の著作物の画面イメージ（うち、算出に必要な情報の取得）

裁定補償金額シミュレーション

言語の著作物
※脚本を除く

脚本

Q.言語の著作物、または脚本の著作権者不明等著作物を利用したい場合、下記の項目も入力してください。

■書籍として出版する場合

本体価格
XXX円

発行部数
XX部

利用元の全量
(総ページ数等)
450ページ

実際に利用する
ページ数
215ページ

■電子書籍として販売する場合

希望小売価格
XXX円

一定期間の
販売予測数
XX部

利用元の全量
(総ページ数等)
450ページ

実際に利用する
ページ数
215ページ

家 ?

次へ

11

(3) 脚本

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が脚本の場合、下記イメージの画面にて、裁定利用に関する情報を取得する。

脚本の利用にあたっては、「商用利用」にて、「書籍として出版する」場合と、「電子書籍として販売する」場合、および「上演する」場合を算定可能なケースとする。

利用者が検討している利用方法が、それ以外のケースの場合、文化庁、および著作権等管理団体（協同組合日本脚本家連盟）への問い合わせを促す画面へと遷移させる。

図表 9 脚本の画面イメージ

著作権者不明等著作物の利用目的

脚本

Q.どのように利用する予定ですか？

■商用利用する

- ☐ 書籍として出版したい(複製したい)
- ☐ 電子書籍として販売したい(公衆送信したい)
- ☐ 上演したい

■上記以外の場合

協同組合日本脚本家連盟へお問い合わせください。[リンク](#)

 ?

次へ

(4) 漫画の著作物

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が漫画の場合、下記イメージの画面にて、裁定利用に関する情報を取得する。

漫画の利用にあたっては、「商用利用」にて、「印刷物として出版する」場合と、「インターネット配信する」場合を算定可能なケースとする。

利用者が検討している利用方法が、それ以外のケースの場合、文化庁、および著作権等管理団体（公益社団法人日本漫画家協会）への問い合わせを促す画面へと遷移させる。

図表 10 漫画の著作物の画面イメージ

著作権者不明等著作物の利用目的

漫画

Q.あなたが利用したい漫画について伺います。
※漫画をコミック・電子コミックとして利用する前提としています。

■商用利用

☐ 印刷物として出版したい(複製したい)

☒ インターネット配信したい(公衆送信したい)

■上記以外の場合(コマ・カット利用したい場合等)

公益社団法人日本漫画家協会へお問い合わせください。[リンク](#)

家？

次へ

13

(5) 写真の著作物

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が写真の場合、昭和33年以降に公表された写真について著作権処理が必要となるため、各種処理に先立ち、写真の公表年を確認する選択肢を設置する。

利用者が使用を検討している写真が、昭和33年以降に公表されたものである場合は、本システムで後続の処理を進め、裁定補償金額のシミュレーションを実施する。

なお、昭和32年以前に公表された写真であっても、著作者が存命の場合、著作者人格権に係る権利処理は必要となるため、その旨を注記しておくこととする。

図表 11 写真の著作物の画面イメージ（写真の公開時期）

著作権者不明等著作物の利用目的

写真

Q.あなたが利用したい写真について伺います。

■あなたが利用したい写真が、「昭和32年以前に公表された写真」かどうか伺います

全て昭和32年以前に公表

…利用に関する著作権処理の必要はありません。
ただし、著作者存命の場合は著作者人格権の保護があるためご注意ください。

全て昭和33年以降に公表

…処理が必要なため先に進みます

一部昭和32年以前に公表

…昭和33年以降に公表された写真について処理を進めます

わからない

…昭和33年以降に公表された写真として処理を進めます

🏠 ?

次へ

14

昭和 33 年以降に公表された写真について、裁定補償金額をシミュレーションするにあたって金額算出に影響を与える、利用形態／著作者（著作権者）の検索状況／利用方法／利用するサイズ／利用点数の各項目を収集し、それらを基に裁定補償金額のシミュレーションを実施する。

実際の計算を行うにあたっては、本システム内に算定用の料金基準（料金表）に係る仕組みを実装し、その内容に基づいて計算結果を表示する。

図表 12 写真の著作物の画面イメージ（うち、算出に必要な情報の取得）

著作権者不明等著作物の利用目的

写真

Q.あなたが利用したい写真について伺います。

■利用形態(利用する予定の形態)

- ☒ 商用利用する
- ☐ 公益利用する
- ☐ 上記で判断がつかない場合

※一般社団法人日本写真著作権協会への問い合わせ[リンク](#)

■著作者(著作権者)について

- ☒ 著作者(著作権者)が不明
- ☐ 著作者(著作権者)の連絡先が不明

■利用方法は

- ☐ 印刷して利用する
- ☐ Webで利用する

■印刷して利用する場合のサイズは何れの大きさですか

- ☐ 50×30mm 以下
- ☐ 80×50mm 程度
- ☐ 120×80mm 程度
- ☐ 長辺150mm 以上

■利用する点数(写真枚数)を入力してください。

次へ

日本写真著作権協会と協議のうえ、前頁までのパラメータを踏まえ、写真のオフファンワークス利用時の料金表を策定した。

図表 13 写真の料金表

利用形態 / 利用サイズ			著作者（著作権者）不明		著作者（著作権者）連絡先不明	
			1点	11点以上	1点	11点以上
商用利用	印刷	50×30mm 以下	¥5,000~	お問い合わせ	¥10,000~	お問い合わせ
		80× 50mm 程度	¥7,500~		¥15,000~	
		120×80mm 程度	¥10,000~		¥20,000~	
		長辺150mmm 以上	お問い合わせ			
	Web	お問い合わせ				
公益利用	印刷/Web	お問い合わせ				

(6) 音楽の著作物

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が音楽の場合、下記イメージの画面を表示する。

音楽に関する著作権、および著作権隣接権に関しては、各著作権等管理団体にて集中管理が行われ、現状においてその管理が円滑に進んでいること、また一方で個々の利用ケースでの使用料の計算に関する算定式が詳細、かつ複雑に定められていることに鑑み、全ての利用ケースに関して、問い合わせへと促す。

また、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)への問い合わせが必要なケース（作詞者・作曲者に関する著作権者不明等著作物）については、当協会のサイトへと遷移できるようにリンクを設置する。

図表 14 音楽の著作物の画面イメージ

著作権者不明等著作物の利用目的

音楽

Q.あなたが利用したい音楽作品について、不明となっているのは下記のうち、どれですか？

作詞者・作曲者

… [一般社団法人日本音楽著作権協会のサイト](#)へ遷移します

レコード製作者

… 文化庁と一般社団法人日本レコード協会の連絡先が表示されます

実演家

… 文化庁と公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センターの連絡先が表示されます

わからない

… 文化庁の連絡先が表示されます

※著作権者不明等著作物を利用するにあたっての全般的な質問の場合や、問い合わせ内容が定まっていない場合、まずは[文化庁](#)へお問い合わせください

🏠 ?

次へ

(7) 美術の著作物

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が美術の場合、下記イメージの画面を表示する。

美術の利用にあたって、「グッズ等の商品を製作する」場合は、販売するグッズの価格や、製作するグッズの数量を基に補償金額の計算が可能であるため、追加的に情報を取得する。

「書籍に掲載する」、「雑誌に掲載する」場合は、一般社団法人日本美術家連盟が策定した使用料に関する料金表を表示（あるいは一般社団法人日本美術家連盟のサイトの当該ページへと遷移）することで、裁定利用に関する補償金額を表示する。

図表 15 美術の著作物の画面イメージ

著作権者不明等著作物の利用目的

美術
(絵画・彫刻等)

Q.あなたが利用したい美術について伺います。

■利用予定の形態について教えてください。

●グッズ等の商品を製作したい

☐ 書籍に掲載したい ⇒⇒⇒ [料金表](#)をご確認いただけます

☐ 雑誌に掲載したい ⇒⇒⇒ [料金表](#)をご確認いただけます

■グッズ等の製作をする場合

・販売する価格を教えてください。

円

・製作する数量を入力してください。

(例)12

※ただし、彫刻等の立体作品の写真の取り扱いについては、一般社団法人日本美術家連盟へお問い合わせください。[リンク](#)

🏠 ?

次へ

17

美術の著作物を、「書籍掲載」、「雑誌掲載」する場合は、一般社団法人日本美術家連盟の金額表に基づき補償金額を算出する。

図表 16 美術の料金表

書籍・図録 ※企業や商品の広告等、商業目的での利用を除く (中頁掲載)													
(消費税別)													
図版サイズ	full page		3/4 p		1/2 p		1/4 p		1/8 p		1/25 p		
発行部数	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color	b/w	color	
～2000	8,400	12,000	7,200	10,300	6,000	8,600	4,800	6,900	4,200	6,000	2,100	3,000	
～3000	9,100	13,000	7,800	11,100	6,500	9,300	5,200	7,400	4,600	6,500	2,300	3,300	
～4000	9,800	14,000	8,400	12,000	7,000	10,000	5,600	8,000	4,900	7,000	2,500	3,500	
～5000	10,500	15,000	9,000	12,900	7,500	10,700	6,000	8,600	5,300	7,500	2,700	3,800	
～6000	11,200	16,000	9,600	13,700	8,000	11,400	6,400	9,100	5,600	8,000	2,800	4,000	
～7000	11,900	17,000	10,200	14,600	8,500	12,100	6,800	9,700	6,000	8,500	3,000	4,300	
～8000	12,600	18,000	10,800	15,400	9,000	12,900	7,200	10,300	6,300	9,000	3,200	4,500	
～9000	13,300	19,000	11,400	16,300	9,500	13,600	7,600	10,800	6,700	9,500	3,400	4,800	
～10000	14,000	20,000	12,000	17,100	10,000	14,300	8,000	11,400	7,000	10,000	3,500	5,000	
～20000	17,500	25,000	15,000	21,400	12,500	17,900	10,000	14,300	8,800	12,500	4,400	6,300	
～30000	21,000	30,000	18,000	25,700	15,000	21,400	12,000	17,100	10,500	15,000	5,300	7,500	
30000～ 1万部毎の加算金額	2,800	4,000	2,400	3,400	2,000	2,900	1,600	2,300	1,400	2,000	700	1,000	

(表紙掲載)									
図版サイズ	2p		1+1/2 p	full page	3/4 p	1/2 p	1/4 p	1/8 p	1/25p
発行部数									
～2000	54,000	45,000	36,000	30,900	25,800	20,700	18,000	9,000	
～3000	58,500	48,800	39,000	33,300	27,900	22,200	19,500	9,800	
～4000	63,000	52,500	42,000	36,000	30,000	24,000	21,000	10,500	
～5000	67,500	56,300	45,000	38,700	32,100	25,800	22,500	11,300	
～6000	72,000	60,000	48,000	41,100	34,200	27,300	24,000	12,000	
～7000	76,500	63,800	51,000	43,800	36,300	29,100	25,500	12,800	
～8000	81,000	67,500	54,000	46,200	38,700	30,900	27,000	13,500	
～9000	85,500	71,300	57,000	48,900	40,800	32,400	28,500	14,300	
～10000	90,000	75,000	60,000	51,300	42,900	34,200	30,000	15,000	
～20000	112,500	93,800	75,000	64,300	53,600	42,800	37,500	18,800	
～30000	135,000	112,500	90,000	77,100	64,300	51,400	45,000	22,500	
30000～ 1万部毎の加算金額	18,000	15,000	12,000	10,300	8,600	6,900	6,000	3,000	

※上記は、作品図版1点あたりの金額となります。
※中頁掲載において、図版サイズが1頁を超える作品の使用料は、(1頁大使用料)×(紙面比)
※ポケットサイズ(176x113mm)以下の版型の書籍については、通常使用料の30パーセント割引
※展覧会図録、所蔵品図録の場合は、上記金額を50パーセント割引(但、表紙への使用や、オークション等展示販売の図録については割引しない。)

（８）映像の著作物

映像の著作物については、当該ジャンル内で更に設問分けを行い、映画と TV 番組とに分けて、利用者が利用したい著作権者不明等著作物の種類を選択させる。

図表 17 映像の著作物の画面イメージ（映画あるいは TV 番組の選択）

著作権者不明等著作物の利用目的

映像
(映画・TV番組等)

Q.あなたが利用したい映像作品はどれですか？

映画

TV番組

※映画・TV番組の利用に関しては、映画会社が有する著作権や放送事業者が有する著作権・著作隣接権についての照会が必要になる場合があります。詳しくは、文化庁までお問い合わせください。

🏠 ?

次へ

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が映画の場合、下記イメージの画面に遷移し、文化庁、およびそれぞれの対象となる各著作権等管理団体への問い合わせが行えるような仕様とする。

映画に関連する問い合わせ先については、文化庁の他に、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)、一般社団法人日本レコード協会への問い合わせへと促す。なお、映画は様々な著作物により構成されているという特性があるため、冒頭に説明文も付している。

図表 18 映像の著作物のうち映画の画面イメージ

著作権等管理団体への問い合わせ

映画

映画は、様々な著作物により構成されており、権利関係も複雑であることも多いため、原作・脚本等、実演・音楽以外の利用について著作権者等が分からない場合は、文化庁にご相談ください。

【全般的なお問い合わせの場合】

■文化庁
Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp TEL: 03-XXXX-XXXX

<実演家>
【映画内の実演家に関するお問い合わせの場合】

■公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター
Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp TEL: 03-XXXX-XXXX

<音楽>
【映画内で使用されている作詞・作曲に関するお問い合わせの場合】

■一般社団法人日本音楽著作権協会
Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp TEL: 03-XXXX-XXXX

【映画内で使用されているレコードに関するお問い合わせの場合】

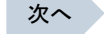
■一般社団法人日本レコード協会
Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp TEL: 03-XXXX-XXXX

次へ

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が TV 番組の場合、下記イメージの画面に遷移し、文化庁、およびそれぞれの対象となる各著作権等管理団体への問い合わせが行えるような仕様とする。

TV 番組に関連する問い合わせ先については、文化庁の他に、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、一般社団法人日本レコード協会への問い合わせへと促す。なお、TV 番組は様々な著作物により構成されているという特性があるため、冒頭に説明文も付している。

図表 19 映像の著作物のうち TV 番組の画面イメージ

著作権等管理団体への問い合わせ	
TV番組	
TV番組は、様々な著作物により構成されており、権利関係も複雑であることも多いため、原作・脚本等、実演・音楽以外の利用について著作権者等が分からない場合は、文化庁にご相談ください。	
【全般的なお問い合わせの場合】	
■文化庁	
Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp	TEL: 03-XXXX-XXXX
<実演家>	
【TV番組内の実演家に関するお問い合わせの場合】	
■一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構aRma	
Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp	TEL: 03-XXXX-XXXX
<音楽>	
【TV番組内で使用されている作詞・作曲に関するお問い合わせの場合】	
■一般社団法人日本音楽著作権協会	
Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp	TEL: 03-XXXX-XXXX
【TV番組内のレコードに固定された実演の実演家に関するお問い合わせの場合】	
■公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター	
Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp	TEL: 03-XXXX-XXXX
【TV番組内で使用されているレコードに関するお問い合わせの場合】	
■一般社団法人日本レコード協会	
Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp	TEL: 03-XXXX-XXXX
	

(9) 算定結果

それぞれの著作権者不明等著作物のジャンルにおいて利用者から収集した情報を基に、本システムで計算可能なケースにおいては、下記イメージのように裁定利用に係る補償金額を表示する。

計算された補償金額は、あくまでも目安の金額であることをシステム上表記し、実際の裁定利用においては減額や増額が発生する可能性も踏まえ、文化庁への裁定利用申請を行い実際に認可された金額が補償金額となることをユーザーへと案内する。

算定結果が表示された下部に、本システム自体の操作性や、その他全般に関する利用者からの意見を収集するためにアンケート画面へのリンクを設置する。

図表 20 算定結果の画面イメージ

著作権者不明等著作物を利用する場合の補償金額目安

【算定結果】

著作権者不明等著作物を利用する場合の
補償金額(目安)は下記です。

XX,000円

⚠ ご確認ください ⚠

本システムで計算され補償金額は**あくまで目安**です。
実際の裁定制度利用時に必要となる金額は、
文化庁への裁定制度利用申請の結果、決定されます。

本システムをご利用いただきありがとうございました。

本システムに関するご要望等がある場合、[文化庁](#)までご意見をお寄せいただけますと幸いです。

次へ

(10) 問い合わせ

著作権者不明等著作物の利用にあたって、本システムで補償金額が算出できないケースについては、文化庁、または各著作権等管理団体への問い合わせを促すページを表示する。

下記イメージでは、例として公益社団法人日本文藝家協会への問い合わせページを表示している。

図表 21 問い合わせの画面イメージ

著作権等管理団体への問い合わせ

■文化庁
Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp
TEL: 03-XXXX-XXXX

■公益社団法人日本文藝家協会
Email: dd.eee.fff@xx.xx.jp
TEL: 03-XXXX-XXXX

家 ?

次へ

3. 要求の総括

(1) 機能要件

各画面イメージにおける要求機能のとりまとめは以下の通り。

図表 22 要求項目（トップページ～言語の著作物のうち脚本以外）

画面イメージ・著作物のジャンル	要求機能	詳細
トップページ	項目選択	■ 著作権者不明等著作物のジャンルを選択できること。 ■ ジャンルは、右記の7ジャンル(言語の著作物・漫画・写真・美術・音楽・映像・、その他)を選択できること。
	リンク設置	■ オープンワークス実証事業のサイトへと誘導するリンクを設置できること。
言語の著作物	項目選択	■ 「言語の著作物※脚本を除く」と「脚本」のそれぞれのページへと遷移する項目選択ができること。
言語の著作物※脚本を除く	項目選択	■ 言語の著作物の利用方法を選択できること。利用方法は下記の2つ。 ● 「商用利用」にて、「書籍として出版する」 ● 「商用利用」にて、「電子書籍として販売する」
	リンク設置 (問合せ遷移)	■ 利用者が検討している利用方法が、上記以外のケースの場合、文化庁、および著作権等管理団体(公益社団法人日本文藝家協会)への問い合わせを促す画面へと遷移できること。
	数値取得	■ 「言語の著作物※脚本を除く」に関して、本システムで補償金額が算出できるケースにおいて、計算を実施する上で必要な詳細情報を追加的に収集できる事。収集する情報は下記。 <書籍として出版する場合> ● 本体価格／発行部数／利用元の全量(総ページ数等)／実際に利用するページ数 <電子書籍として販売する場合> ● 本体価格／販売数(予測)／利用元の全量(総ページ数等)／実際に利用するページ数

図表 23 要求項目（言語の著作物のうち脚本、漫画の著作物）

画面イメージ・著作物のジャンル	要求機能	詳細
脚本 (言語の著作物)	項目選択	■ 脚本の利用方法を選択できること。利用方法は下記の2つ。 ● 「商用利用」にて、「書籍として出版する」 ● 「商用利用」にて、「電子書籍として販売する」 ● 「商用利用」にて、「上演する」
	リンク設置 (問合せ遷移)	■ 利用者が検討している利用方法が、上記以外のケースの場合、文化庁、および著作権等管理団体(協同組合日本脚本家連盟)への問い合わせを促す画面へと遷移できること。
漫画の著作物	項目選択	■ 漫画の利用方法を選択できること。利用方法は下記の2つ。 ● 「商用利用」にて、「印刷物として出版する」 ● 「商用利用」にて、「インターネット配信する」
	リンク設置 (問合せ遷移)	■ 利用者が検討している利用方法が、上記以外のケースの場合、文化庁、および著作権等管理団体(公益社団法人日本漫画家協会)への問い合わせを促す画面へと遷移できること。
	特記要件	■ システム上で販売価格の下限金額を定め、下限金額以下の数値を入力した場合には、エラーを検出し、補償金額を表示しない仕様とすること。

図表 24 要求項目（写真の著作物その１）

画面イメージ・著作物のジャンル	要求機能	詳細
写真の著作物	項目選択	■ 写真の公表年を確認する選択肢を設置できる事。設置する選択肢は下記。 ● 全て昭和32年以前に公表 ⇒本システムで処理が必要ないため先のページへ遷移しない。 ● 全て昭和33年以降に公表 ⇒処理が必要なため先のページへ遷移する。 ● 一部昭和32年以前に公表 ⇒昭和33年以降に公表された写真について処理が必要なため先のページへ遷移する。 ● わからない ⇒昭和33年以降に公表された写真として処理を進めるため先のページへ遷移する。
	特記要件	■ 昭和32年以前に公表された写真であっても、著作者が存命の場合、著作者人格権に係る権利処理が必要となるため、その旨を注記しておくこと。
	項目選択（詳細）	◆ 下記の項目を選択できること。 ■ 利用形態（利用する予定の形態）の確認 ● 商用利用する ● 公益利用する ● 上記で判断がつかない場合 ……一般社団法人日本写真著作権協会への問い合わせへ遷移 ■ 著作者（著作権者）の搜索状況 ● 著作者（著作権者）が不明 ● 著作者（著作権者）の連絡先が不明

図表 25 要求項目（写真の著作物その２）

画面イメージ・著作物のジャンル	要求機能	詳細
写真の著作物	項目選択（詳細）	◆ 下記の項目を選択できること。（前ページ続き） ■ 利用方法の確認 ● 印刷して利用する ● Webで利用する ■ 印刷して利用する場合のサイズの確認 ● 50×30mm 以下 ● 80×50mm 程度 ● 120×80mm 程度 ● 長辺150mm 以上利用点数（写真枚数）の確認ができること。 ■ 利用点数（写真枚数）の確認ができること。※数値入力とする
	リンク設置（問合せ遷移）	■ 利用者が検討している利用形態において、商用利用／公益利用などの判断がつかない場合に備え、文化庁、および著作権等管理団体（一般社団法人日本写真著作権協会）への問い合わせを促す画面へと遷移できること。

図表 26 要求項目（音楽、美術の著作物）

画面イメージ・著作物のジャンル	要求機能	詳細
音楽の著作物	リンク設置（問合せ遷移）	■ 音楽に関する著作権、および著作隣接権に関しては、各著作権等管理団体にて集中管理が行われ、現状においてその管理が円滑に進んでおり、一方で個々の利用ケースでの使用料の計算に関する算定式が詳細、かつ複雑に定められているため、全ての利用ケースに関して、問い合わせ画面へと遷移できること。
	リンク設置	■ 一般社団法人日本音楽著作権協会への問い合わせが必要なケース（作詞者・作曲者に関する著作権者不明等著作物）については、当協会のサイトへと遷移できるようにリンクを設置できること。
美術の著作物	項目選択	■ 美術の著作物の利用方法を選択できること。利用方法は下記の3つ。 ● グッズ等の商品を製作する ● 書籍に掲載する ⇒一般社団法人日本美術家連盟が保有する料金表へと遷移できること ● 雑誌に掲載する ⇒一般社団法人日本美術家連盟が保有する料金表へと遷移できること
	金額入力（販売価格）	■ 製作したグッズを0円で販売する場合であっても使用料は掛かるため、0円入力は不可とし、10円以上からの入力とする
	数値取得	■ 「美術の著作物」に関して、「グッズ等の商品を製作する」が選択された場合、製作する数量を取得できること。 ※数値入力とする

図表 27 要求項目（映像の著作物）

画面イメージ・著作物のジャンル	要求機能	詳細
映像の著作物	項目選択	■ 「映画」と「TV番組」のそれぞれのページへと遷移する項目選択ができること。
映像の著作物 ※映画を選択した場合※	リンク設置 (問合せ遷移)	■ 利用者が検討している利用方法が、上記以外のケースの場合、文化庁、およびそれぞれの対象となる各著作権等管理団体への問い合わせを促す画面へと遷移できること。 ■ 問い合わせ先は下記 ● 文化庁 ● 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター ● 一般社団法人日本レコード協会
映像の著作物 ※TV番組を選択した場合※	リンク設置 (問合せ遷移)	■ 利用者が検討している利用方法が、上記以外のケースの場合、文化庁、およびそれぞれの対象となる各著作権等管理団体への問い合わせを促す画面へと遷移できること。 ■ 問い合わせ先は下記 ● 文化庁 ● 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構aRma ● 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター ● 一般社団法人日本レコード協会

図表 28 要求項目（算定結果、問い合わせ）

画面イメージ・著作物のジャンル	要求機能	詳細
算定結果	金額表示	■ それぞれの著作権者不明等著作物のジャンルにおいて利用者から収集した情報を基に、本システムで計算可能なケースにおいて計算を実施し、裁定利用に係る補償金額を表示できること。 ※実際の計算を実施するロジックにあたっては、「機能一覧(計算式)」に掲載された計算式をシステムへと組み込み、計算を実施すること。 ■ 計算された補償金額は、あくまでも目安の金額であることをシステム上表記し、実際の裁定利用においては減額や増額が発生する可能性も踏まえ、文化庁への裁定利用申請を行い実際に認可された金額が補償金額となることをユーザへと案内(表示)できること。
	リンク設置	■ 算定結果が表示された下部に、本システム自体の操作性や、その他全般に関する利用者からの意見を収集するために問い合わせへのリンク(メーラーの起動)を設置できること。
問い合わせ	各種連絡先表示	■ 著作権者不明等著作物の利用にあたって、本システムで補償金額が算出できないケースなどについて、文化庁、または各著作権等管理団体への問い合わせを促すページを表示できること。 ■ 問い合わせ情報として掲載する内容は下記。 ● 団体名 ● メールアドレス ● 電話番号 ※表記にあたっては、①メールアドレス、②電話番号の順に表示すること。 (メールでの問い合わせを優先的に受け付けるため)

（２）機能要件のうち計算式

各ジャンルにおいて、本システムにおいて算定可能なケースにおいては、下記の算定式に基づいて補償金額を算出する。

図表 29 計算式

著作物の種類	利用方法	算定式
言語の著作物	書籍として出版する(複製する)	本体価格×使用料率 10% ×発行部数×消費税
	電子書籍として販売する(公衆送信する)	希望小売価格×使用料率 15% ×一定期間の販売予測数×消費税
脚本	書籍として出版する(複製する)	本体価格×使用料率 10% ×発行部数×消費税
	電子書籍として販売する(公衆送信する)	希望小売価格×使用料率 15% ×一定期間の販売予測数×消費税
	上演する	入場料 × 使用料率 10% × 客席数 × 消費税 ※入場料は消費税額を含まない金額
漫画	印刷物として出版する(複製する)	本体価格×使用料率 10% ×発行部数×消費税
	インターネット配信する(公衆送信する)	希望小売価格×使用料率 35% ×販売数(予測)×消費税
写真	アーカイブ・その他利用	システム内部に料金計算の基準表を設けて計算を実施する
美術	グッズ等の商品を製作する	販売価格×使用料率 10% ×製作数×消費税 ※裁定補償金額算定時、金額が税込3,300円に満たなかった場合は一律税込3,300円として結果を表示する。
	書籍に掲載する	※料金表へと遷移する
	雑誌に掲載する	※料金表へと遷移する

(3) 非機能要件・その他留意すべき事項

文化庁ウェブサイトの CMS（コンテンツ管理システム）である ALAYA 内に構築する。
これに伴う一定の非機能要件がある。

図表 30 非機能要件

要求事項		内容
非機能要求	構築環境について (テスト環境の内容含む)	文化庁ウェブサイトのCMS(コンテンツ管理システム)であるALAYA内に構築する
		ALAYA上へのテスト環境及び本番環境へのアップロードは、文化庁側のコンテンツ運用会社で行う。 ALAYA上に当該ページをアップロードすれば完全に閲覧及び動作可能な形式・内容※で納品すること。 (※文化庁のWebサーバのドキュメントルート配下に静的なHTML、CSS、JavaScript、画像等のファイルを配置するだけで、計算処理が実現可能なコンテンツについてサーバ上に配置可能。CGIやPHP等の動的プログラムは文化庁Webサーバ上に配置することは不可。)
		テスト環境及び本番環境での検証を行い不具合があった場合は速やかに修正対応すること。
	画面レイアウトについて	ヘッダーフッター部分など共通部分は、全て文化庁ウェブサイト(https://www.bunka.go.jp/)のデザイン構成に合致させること。
	対象モバイル/対象ブラウザについて	文化庁ウェブサイト共通のマルチデバイス対応とし、レスポンシブデザインとすること。 ・検証は、クロスブラウザチェックを行うこと。 対象ブラウザ： └Internet Explorer 11、Microsoft Edge最新版 └Chrome 最新版 └Firefox 最新版 └Safari 最新版 └Android、iOS（バージョンに関わらずスマホでも動く環境 — システムの開発を希望） ・検証は、各デバイスで動作確認を行うこと。 対象デバイス： PC、タブレット、スマートフォン・アクセシビリティを考慮し、他のブラウザで閲覧した場合も情報欠損が起きないよう、W3Cの規定するWeb標準に則ったHTMLコーディングを行うこと。 ・ドキュメントタイプは、XHTML又は HTML5とすること

第4章 システムのデザイン・構成

1. ウェブデザインの方針

ウェブデザインは、著作物の多様な種類を表現しつつ、オーファンワークスに関心がある、今後利用してみたいと考えている多くの人にとって、親しみやすいイメージを目指して作成した。また、文化庁ウェブサイト内に設置することから、文化庁のサイトとマッチするデザインイメージであることも同時に意識している。

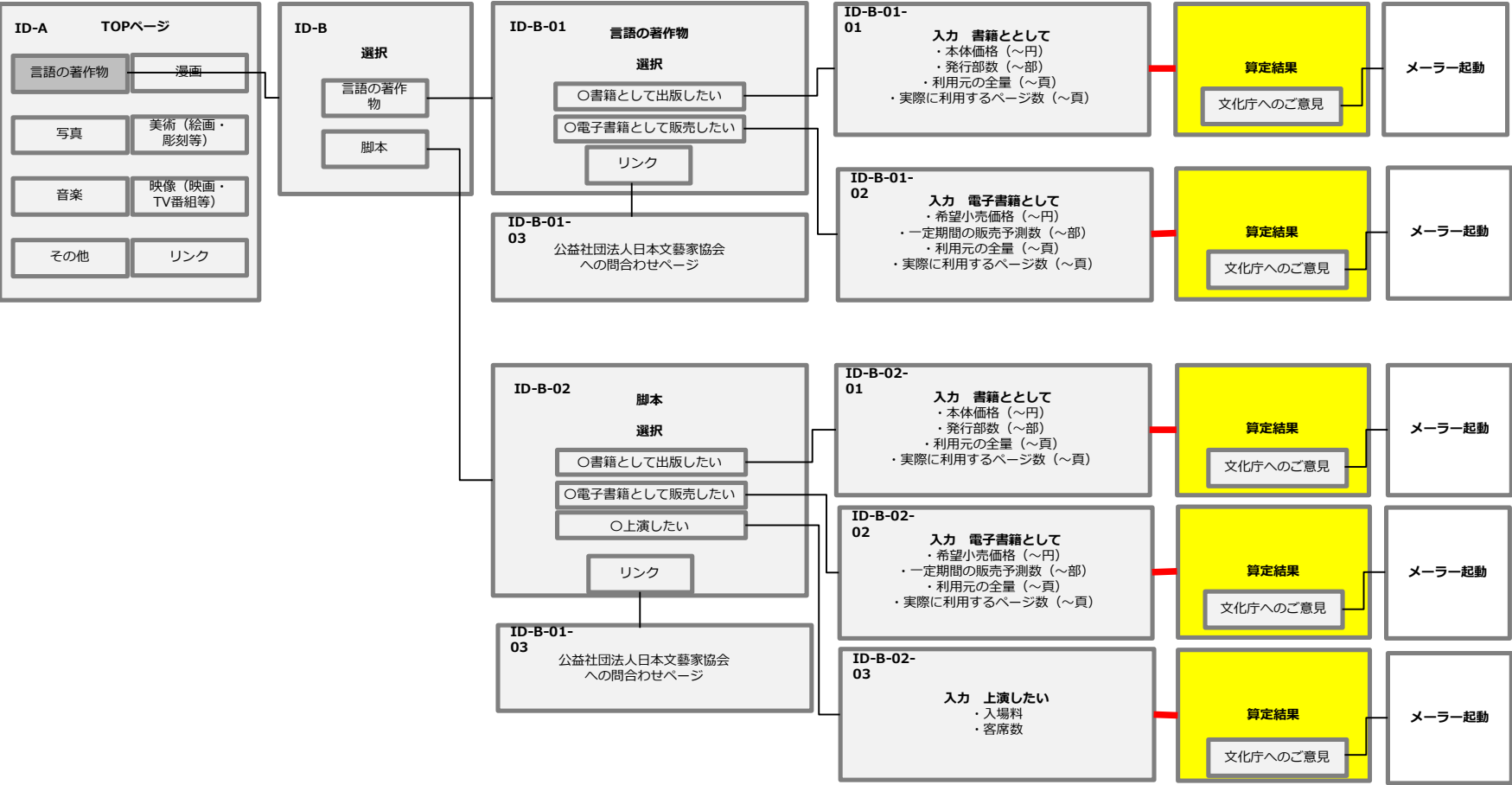
本章では、トップページからの画面フローを改めて紹介した後、トップページ、各 ID (ID-A～G)、算定結果に対応した画面デザインについて簡単に紹介する。

なお、デザインや各ページのフローはあくまでもデザインイメージであり、記載内容は最終版のものではない。さらに、公開後、予告なく変更する可能性があり、本報告書執筆時点のデザインイメージであることは留意されたい。

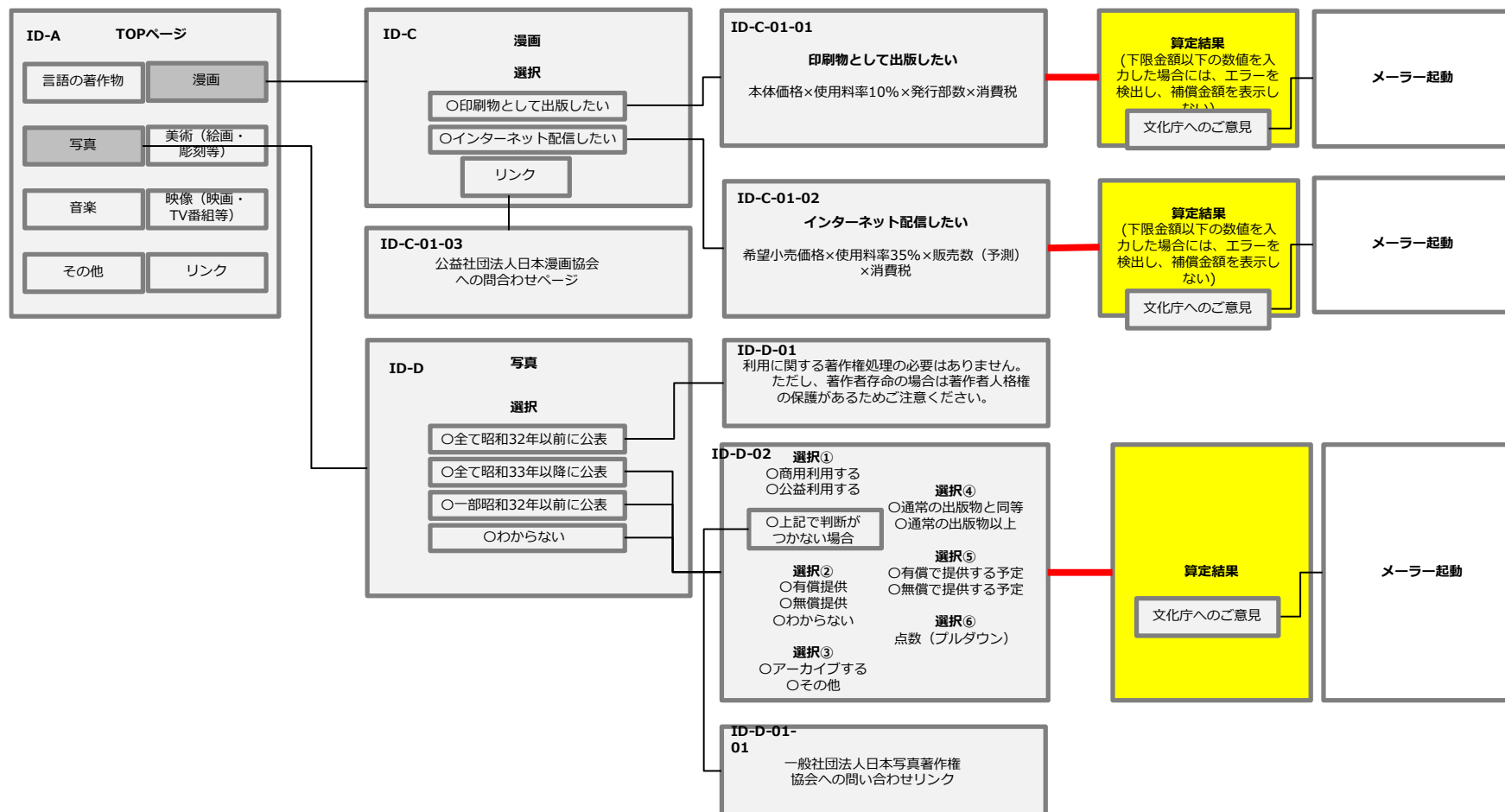
2. フローチャート

入力以降は JavaScript による計算ポイントとなり、算定結果は動的なページとなる。

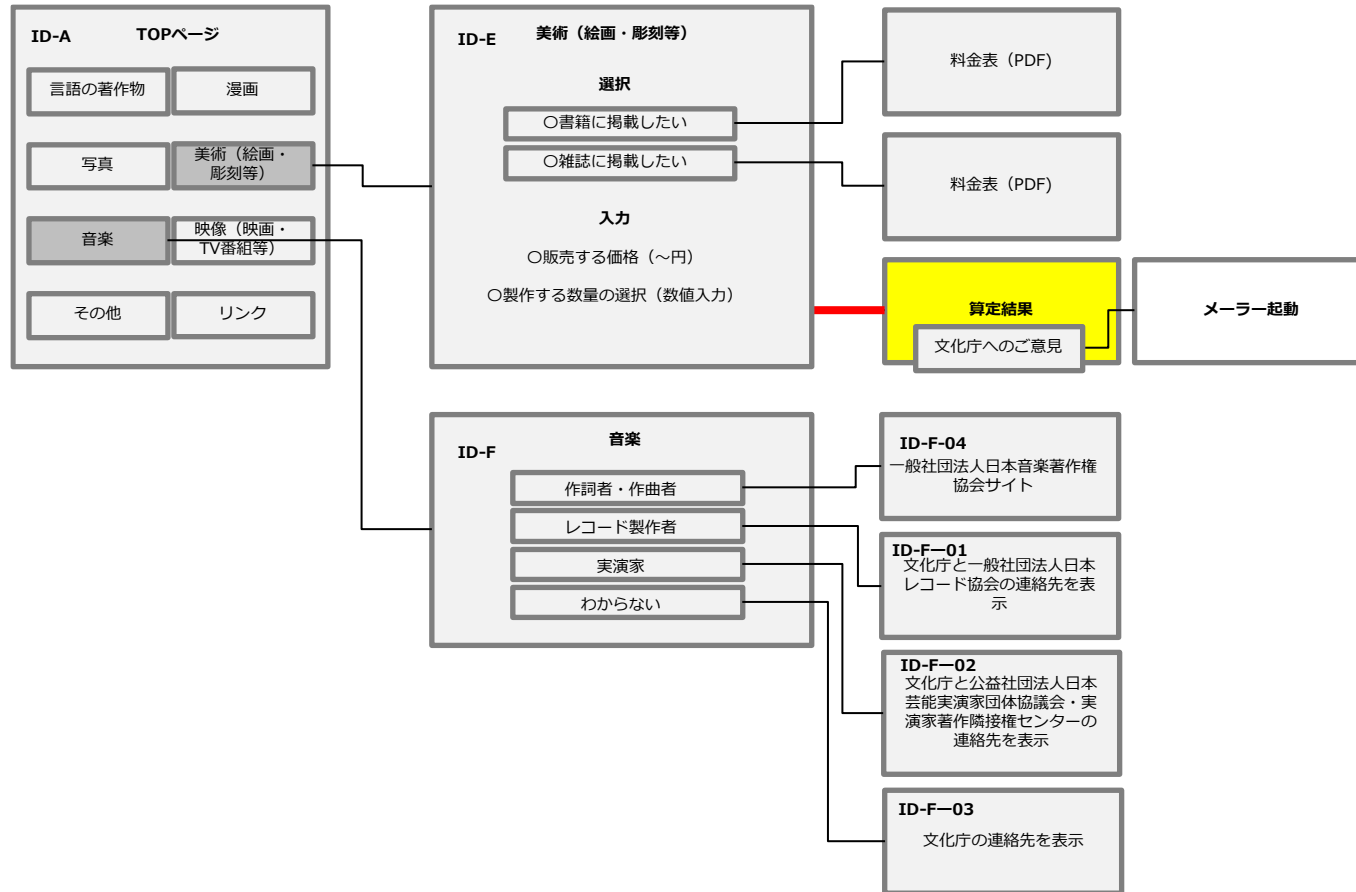
図表 31 フロー（言語の著作物）



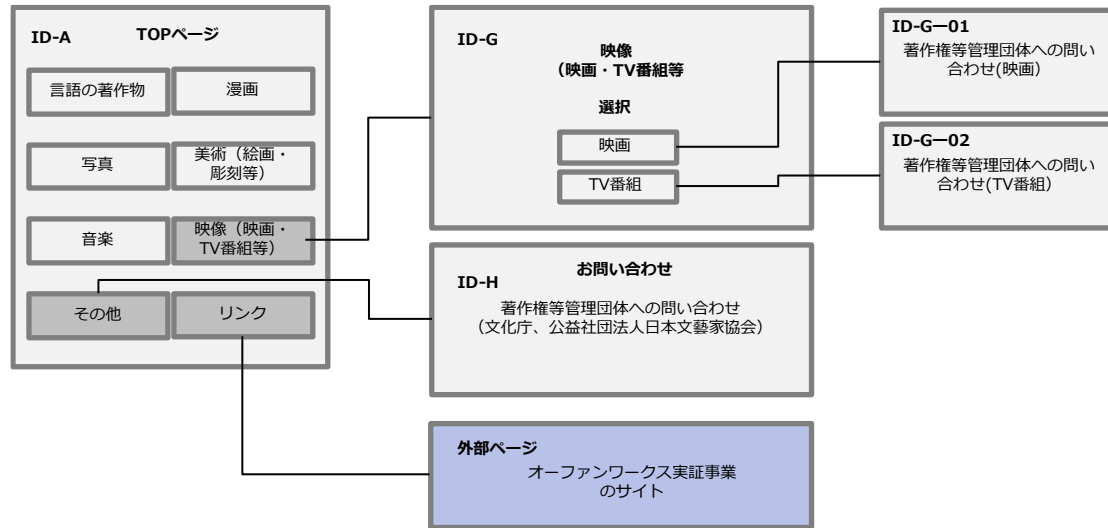
図表 32 フロー（漫画・写真の著作物）



図表 33 フロー（美術・音楽の著作物）



図表 34 フロー（映像の著作物）



3. 各ページのデザイン

(1) トップページ

各フローに対応した頁デザインはそれぞれ以下のとおりとなっている。各フローに対応した頁デザインはそれぞれ以下のとおりとなっている（デザイン案はデモンストレーション用時点のもの）。

図表 35 トップページ[左：PC版、右：スマートフォン版]



(2) 言語の著作物

図表 36 言語の著作物（うち、言語の著作物の種類の選択）[左：PC版、右：スマートフォン版]

図表 37 言語の著作物（うち、利用したい種類の選択）[左：PC版、右：スマートフォン版]

[左：PC版、右：スマートフォン版]

著作権者不明等著作物を利用する前に、オーファンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、まずは[こちらのページ](#)をご確認ください。

※裁定制度の利用実績や、オーファンワークス実証事業のサイトへと遷移します。

(3) 漫画の著作物

図表 39 漫画の著作物[左：PC 版、右：スマートフォン版]

・Q. 特設ページTOP
・漫画の著作権
・漫画
・写真
・美術（絵画、彫刻等）
・音楽
・映像（映画、TV番組等）
・その他

漫画

Q.漫画をどのように利用する予定ですか？

※漫画をコミック・電子コミックとして利用する前提としています。

- 商用利用する
 - ☒ 印刷物として出版したい（複製したい）
 - ☐ インターネット配信したい（公衆送信したい）
- 上記以外の場合
 ※コマ・カット利用したい場合等
[公益社団法人日本漫画家協会へお問い合わせください。📧](#)

< 戻る
次 >

著作権者不明等著作物を利用する前に、オフファンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、
必ずはこちらのページをご覧ください。

※裁定制度の利用実績や、オフファンワークス実証事業のサイトへと遷移します。

	・漫画	・美術（絵画・彫刻等）	・映像（映画・TV番組等）
	・音楽（楽譜等）	・写真	・音楽
			・その他

お問い合わせ先

Copyright © Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

Q.漫画をどのように利用する予定ですか？

※漫画をコミック・電子コミックとして利用する前提としています。

- 商用利用する
 - ☒ 印刷物として出版したい（複製したい）
 - ☐ インターネット配信したい（公衆送信したい）
- 上記以外の場合
 ※コマ・カット利用したい場合等
[公益社団法人日本漫画家協会へお問い合わせください。📧](#)

< 戻る
次へ >

著作権者不明等著作物を利用する前に、オフファンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、まずはこちらのページをご確認ください。

※裁定制度の利用実績や、オフファンワークス実証事業のサイトへと遷移します。

トッポ

漫画

美術（絵画・彫刻等）

映像（映画・TV番組等）

言語の著作物

写真

楽譜（絵画・彫刻等）

映像（映画・TV番組等）

お問い合わせ先

Copyright © Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

(4) 写真の著作物

図表 40 写真の著作物（うち、写真の公開時期の選択）[左：PC版、右：スマートフォン版]

図表 40 写真の著作物（うち、写真の公開時期の選択）[左：PC版、右：スマートフォン版]

図表 41 写真の著作物（うち、処理が必要ない場合の表示）[左：PC版、右：スマートフォン版]

図表 41 写真の著作物（うち、処理が必要ない場合の表示）[左：PC版、右：スマートフォン版]

図表 43 美術の著作物（うち、利用したい種類の選択）[左：PC版、右：スマートフォン版]

40

図表 45 美術の著作物（うち、算出に必要な情報の取得）[左：PC版、右：スマートフォン版]

美術（絵画・彫刻等）

グッズ等の製作をする場合（裁定補償金額シミュレーション）

下記の項目を入力してください。

販売する価格

1,980 円

製作する数量

21

戻る

次へ

著作権者不明等著作物を利用する前に、オープンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、まずは[こちら](#)のページをご覧ください。

※裁定制度の利用実績や、オープンワークス実証事業のサイトへと遷移します。

トップ

漫画

音楽

映像（映画・テレビ番組等）

美術（絵画・彫刻等）

写真

実用

実業

文芸

お問い合わせ

Copyright © Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

美術（絵画・彫刻等）

グッズ等の製作をする場合（裁定補償金額シミュレーション）

下記の項目を入力してください。

販売する価格

1,980 円

製作する数量

21 部

戻る

次へ

著作権者不明等著作物を利用する前に、オープンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、まずは[こちら](#)のページをご覧ください。

※裁定制度の利用実績や、オープンワークス実証事業のサイトへと遷移します。

トップ

賞讃の著作物

漫画

写真

美術（絵画・彫刻等）

音楽

映像（映画・テレビ番組等）

その他

お問い合わせ

Copyright © Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

(6) 音楽の著作物

図表 46 音楽の著作物（うち、利用したい種類の選択）[PC 版]

音楽

Q.あなたが利用したい音楽作品について、不明となっているのは下記のうち、どれですか？

作詞者・作曲者

レコード製作者

実演家

わからない

戻る

著作権者不明等著作物を利用する前に、オーファンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、
まずは[こちらのページ](#)をご確認ください。

※既定制度の利用実績や、オーファンワークス実証事業のサイトへと遷移します。

トップ 漫画 美術（絵画・彫刻等） 音楽 映像（映画・TV番組等） その他
言語の著作物 写真 音楽（絵画・彫刻等） 映像（映画・TV番組等） その他

お問い合わせ

Copyright © Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

図表 47 音楽の著作物（うち、問い合わせ先の表示）[左：PC 版]

音楽

レコード製作者については下記の団体にお問い合わせください。

【全般的なお問い合わせの場合】

文化庁

Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp

TEL: 03-XXXX-XXXX

【XXXXXXXXXXXXのお問い合わせの場合】

一般社団法人日本レコード協会

Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp

TEL: 03-XXXX-XXXX

戻る

著作権者不明等著作物を利用する前に、オーファンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、
まずは[こちらのページ](#)をご確認ください。

※既定制度の利用実績や、オーファンワークス実証事業のサイトへと遷移します。

トップ 漫画 美術（絵画・彫刻等） 音楽 映像（映画・TV番組等） その他
言語の著作物 写真 音楽（絵画・彫刻等） 映像（映画・TV番組等） その他

お問い合わせ

Copyright © Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

(7) 映像の著作物

図表 48 映像の著作物（うち、利用したい種類の選択・問い合わせ先の表示）[PC 版]

特設ページTOP 言語の著作物 漫画 写真 美術（絵画・彫刻等） 音楽 映像（映画・TV番組等） その他

映像（映画・TV番組等）

Q.あなたが利用したい映像作品はどれですか？

映画 TV番組

※映画・TV番組の利用に関しては、映画会社が有する著作権や放送事業者が有する著作権・著作権隣接権についての照会が必要になる場合があります。詳しくは、[文化庁](#)までお問い合わせください。

戻る

著作権者不明等著作物を利用する前に、オーファンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、まずは[こちらのページ](#)をご確認ください。

※鑑定制度の利用実績や、オーファンワークス実証事業のサイトへと遷移します。

トップ 漫画 美術（絵画・彫刻等） 映像（映画・TV番組等） 言語の著作物 写真 音楽 映像（映画・TV番組等） その他

お問い合わせ

Copyright © Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

図表 49 映像の著作物（うち、問い合わせ先の表示）[PC 版]

特設ページTOP 言語の著作物 漫画 写真 美術（絵画・彫刻等） 音楽 映像（映画・TV番組等） その他

映画

映画を利用したい場合、下記の著作権等管理団体にお問い合わせください。

- 【全般的なお問い合わせの場合】
 - 文化庁
 - ✉ Email: aa.bbb.cccc@xx.xx.jp
 - ☎ TEL: [03-XXXX-XXXX](tel:03-XXXX-XXXX)
- 【映画内の実演家に関するお問い合わせの場合】
 - 公益社団法人日本実業映画家団体協議会・実演家著作権保護センター
 - ✉ Email: dd.eee.fff@xx.xx.jp
 - ☎ TEL: [03-XXXX-XXXX](tel:03-XXXX-XXXX)
- 【映画内で使用されているレコードに関するお問い合わせの場合】
 - 一般社団法人日本レコード協会
 - ✉ Email: dd.eee.fff@xx.xx.jp
 - ☎ TEL: [03-XXXX-XXXX](tel:03-XXXX-XXXX)

戻る

著作権者不明等著作物を利用する前に、オーファンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、まずは[こちらのページ](#)をご確認ください。

※鑑定制度の利用実績や、オーファンワークス実証事業のサイトへと遷移します。

トップ 漫画 美術（絵画・彫刻等） 映像（映画・TV番組等） 言語の著作物 写真 音楽 映像（映画・TV番組等） その他

お問い合わせ

Copyright © Agency for Cultural Affairs. All Rights Reserved.

(8) 算定結果

図表 50 算定結果[左：PC版、右：スマートフォン版]

4. システムの構築から実装

令和3年4月以降に生じた事情の変更を考慮して、必要な事項の検討・修正を行ったうえで、システム要件定義書を作成し、具体的なシステム設計及びプログラム開発を行った。

検討会や文化庁との意見交換を踏まえて必要な修正等の対応を行った。設計・開発を実施したシステムについて各種テストを経て、CMSソフトウェア「ALAYA」上でのテストアップ環境及び本番公開での動作確認を実施し、不具合がある場合は問題なく動作するまで修正等を実施した。

第5章 おわりに

著作権者が不明等となった著作物（オーファンワークス）の利用円滑化は喫緊の課題となっている。特に権利者不明の場合の裁定の申請にあたっては、補償金額予算を確保するとともに、算出根拠を示す必要があり、補償金額の目安が分からない、算出根拠が示せないなどの課題があるなかで、本システムの構築が求められてきたところである。

昨年度委員会の方向性において、主要なものを中心に、利用者が希望する利用形態を記入すると補償金の金額が算出されるシミュレーションシステムが構築された。また、ケースバイケースとなりがちな著作物を中心に、問い合わせ先を明示されることとなった。これによって、金額の算出に加えて、利用者がオーファンワークスの利用にあたっての問い合わせ先も、このシミュレーションシステムを通じて整理されたともいえる。さらに、本システムが想定している利用者にとってのユーザビリティを確保するために、わかりやすく、シンプルなシステム設計に向けたアドバイスや、利用者が正しく理解するために表現に関するアドバイスもいただくなど、各委員ならびに各権利者団体から多大な示唆を得ることができた。この場を借りて改めて御礼申し上げたい。このシステムによって、より一層のオーファンワークスの利用が円滑化することを期待したい。